

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【四半期会計期間】	第55期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 二又 英一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 二又 英一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市中央区新田町1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期連結 累計期間	第55期 第1四半期連結 累計期間	第54期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	50,903	49,377	207,546
経常利益 (百万円)	8,737	8,351	26,747
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,956	8,771	22,699
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,711	8,911	24,599
純資産額 (百万円)	206,517	236,782	225,804
総資産額 (百万円)	4,547,369	4,769,245	4,776,000
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	10.95	11.12	29.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	4.63	5.10	13.21
自己資本比率 (%)	4.5	5.0	4.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率引き上げ後に個人消費を中心に駆け込み需要の反動減が見られたものの、金融緩和の継続や高水準な公共投資が下支えするなか、企業の業況感は良好な水準を維持するとともに雇用・所得環境も着実に改善するなど、基調的には緩やかな回復が継続しました。

このような状況のなか、当社におきましてはこれまで進めてきた基幹事業の強化による収益拡大と生産性向上によるコスト削減の成果により収益力は着実に高まっており、3カ年の中期経営計画の最終年度にあたる当期は、高位安定した収益力を持続させるため一層取組みを強化するとともに、事業領域拡大に向け既存事業周辺の成長分野へのチャレンジも進めております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前年同期比15億円減の493億円となりました。

融資以外の事業収益につきましては、消費増税による影響を受けつつも前年同期並みの水準を確保しましたが、融資収益の減収を打ち返すまでには至らず営業収益全体では減収となりました。

事業別の状況につきましては、個品割賦事業では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から事業収益は微減となりました。

カード・融資事業につきましては、融資は引き続き減収となりました。一方、カードショッピングは既存会員向けの利用促進策の効果等により前年をやや上回る水準となったことに加え、カードショッピングリボ残高の増加により増収となりました。

銀行保証事業では、取扱高及び保証残高は増加し増収となりました。

なお、詳細につきましては「(2) 主な事業の状況」に記載しております。

営業費用につきましては、前年同期比11億円減の410億円となりました。

一般経費につきましてはコスト削減に努めたことにより減少し、貸倒引当金繰入額につきましても債権良質化の進展が継続していることから減少いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、経常利益は前年同期比3億円減の83億円、四半期純利益は前年同期比8億円増の87億円となりました。

(2) 主な事業の状況

事業収益は480億円（前年同期比3.2%減）であり、以下に記載しております。

（参考資料）事業収益の事業別内訳

事業	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間	前年同期比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	207	204	1.7
カード・融資 （内、カードショッピング）	178 (88)	167 (99)	6.1 (11.9)
銀行保証	74	77	3.6
その他	35	31	10.8
計	496	480	3.2

個品割賦事業

個品割賦事業におきましては、成長チャネルへの推進徹底やWebを活用した多彩な商品の提供によるお客さまの利便性向上などの取組みに注力してまいりました。

事業収益は、耐久消費財等消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響から微減とはなりましたが、その減少幅は概ね想定した範囲内に留まっております。

オートローンについては、足もとの新車販売が既に回復傾向を示していることや取組みを強化してきたオートリース保証の取扱高も順調に増加したことなどから、取扱高は前年をやや上回りました。

ショッピングクレジットでは、住宅リフォームの取扱高は減少したものの、既存提携校への利用促進策の継続により学費の取扱高は前年を上回りました。また、推進を強化してきた家賃収納保証や売掛金決済保証等の決済系商品が引き続き順調に伸長したことなどにより、ショッピングクレジット全体の取扱高は増加いたしました。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、204億円（前年同期比1.7%減）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、大型提携先への利用促進施策の推進を継続するとともに、顧客セグメントに基づく各種プロモーションによる利用促進に努め取扱高は前年をやや上回る水準となりました。

また、ご利用後に返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや、一度のお申込みでそれ以降のお支払が自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスの利用登録の推進により、カードショッピングリボ残高も増加し増収となりました。

新規のカード発行につきましては、「iD」と「QUICPay」の両方を搭載し小額のご利用での利便性を向上させ効率的にポイントをためることを可能とした「Orico Card THE POINT」の募集を開始しました。

このように、お客さまの多様なニーズに応えた魅力あるクレジットカードの発行に努め、新規会員の拡大にも注力してまいりました。

融資につきましては、引き続き残高が減少し減収となりましたが、既存会員データの分析により利用状況に応じた顧客セグメント毎のプロモーション等に注力しており、取扱高の増加を目指しております。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、99億円（前年同期比11.9%増）となりましたが、融資の事業収益は68億円（前年同期比24.0%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、167億円（前年同期比6.1%減）となりました。

銀行保証事業

銀行保証事業につきましては、既存提携先である金融機関毎のニーズに合わせた商品リニューアルや効果的なローン拡販施策等の総合提案に一層注力してまいりました。これらの取引深耕策の継続により、提携金融機関との関係強化が更に進展し取扱高の増加とともに保証残高も増加し増収となりました。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、77億円（前年同期比3.6%増）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや各種業務代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化やガバナンス強化に努めるなど、堅実な事業展開を図っております。

なお、前事業年度において、当社グループ会社が保有する株式会社OCモバイルの全株式を株式会社ベルパークに譲渡しております。

以上の結果、その他事業における事業収益は、31億円（前年同期比10.8%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度の4兆7,760億円から67億円減少し、4兆7,692億円となりました。

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度の4兆5,501億円から177億円減少し、4兆5,324億円となりました。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の2,258億円から109億円増加し、2,367億円となりました。

以上の財政状態の増減において、特筆すべきものはございません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	789,193,418	789,193,418	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,5
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,5,6,9
第一回J種優先株式 (注)1	130,020,000	130,020,000	同上	(注)2,4,5,7,8
計	1,059,213,418	1,059,213,418	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、(注)7(4)に記載しております。

3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

4. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更した後、全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日に単元株式数を500株から100株に変更したものであります。

また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

5. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00% ×
 $122 \div 365 + 2.75\% \times 243 \div 365$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（ $a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365$ ）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

7. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主（以下「J種優先株主」という。）又はJ種優先株式の登録株式質権者（以下「J種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「J種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「J種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「J種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{J種優先株主が取得の請求をしたJ種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ. 交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

ニ. 交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当会社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当会社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

8. J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

9. 発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行の当会社に対して有する株式会社みずほ銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日 (注)	普通株式 93	普通株式 789,193 優先株式 270,020	5	150,013	5	848

(注) 新株予約権（ストック・オプション）の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 130,020,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 63,000	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 788,926,500	7,889,265	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 110,418	-	(注)1, 3
発行済株式総数	1,059,119,918	-	-
総株主の議決権	-	7,889,265	-

- (注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
 2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。
 3. 1単元(100株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	13,000	-	13,000	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	63,000	-	63,000	0.00

- (注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
 2. 当社の持分法適用関連会社であります。
 3. 当第1四半期会計期間末(平成26年6月30日)の自己株式等は、当社が所有する3,700株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)及び株式会社JCMが所有する50,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)の合計53,700株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,927	106,230
受取手形及び売掛金	477	477
割賦売掛金	1,739,381	1,750,274
信用保証割賦売掛金	2,986,988	3,020,069
資産流動化受益債権	2,465,694	2,456,024
事業貸付金	131	113
保証事業債権	52	50
販売用不動産	1,170	1,170
その他のたな卸資産	969	1,000
その他	431,730	384,953
貸倒引当金	161,131	156,153
流動資産合計	4,573,393	4,564,211
固定資産		
有形固定資産	106,970	106,479
無形固定資産		
のれん	218	202
その他	70,105	71,203
無形固定資産合計	70,323	71,405
投資その他の資産	25,312	27,147
固定資産合計	202,607	205,033
資産合計	4,776,000	4,769,245

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	382,278	380,939
信用保証買掛金	2,986,988	3,020,069
保証事業債務	52	50
短期借入金	87,518	90,010
1年内返済予定の長期借入金	290,147	290,508
未払法人税等	1,380	328
賞与引当金	3,308	1,796
割賦利益繰延	21,015	22,053
その他	283,578	270,042
流動負債合計	4,056,266	4,075,800
固定負債		
社債	97	97
長期借入金	449,484	419,533
退職給付に係る負債	10,291	7,766
役員退職慰労引当金	10	12
ポイント引当金	3,906	3,922
利息返還損失引当金	20,459	16,637
その他	9,680	8,693
固定負債合計	493,929	456,662
負債合計	4,550,195	4,532,462
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,008	150,013
資本剰余金	843	848
利益剰余金	73,398	84,229
自己株式	17	15
株主資本合計	224,232	235,075
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	331	469
繰延ヘッジ損益	222	147
為替換算調整勘定	2,154	2,396
退職給付に係る調整累計額	3,515	3,681
その他の包括利益累計額合計	1,469	1,607
新株予約権	68	63
少数株主持分	33	36
純資産合計	225,804	236,782
負債純資産合計	4,776,000	4,769,245

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	47,279	45,995
その他の事業収益	2,345	2,054
事業収益合計	49,625	48,050
金融収益	243	205
その他の営業収益	1,034	1,121
営業収益合計	50,903	49,377
営業費用		
販売費及び一般管理費	38,314	37,587
金融費用	3,772	3,394
その他の営業費用	79	43
営業費用合計	42,165	41,025
営業利益	8,737	8,351
経常利益	8,737	8,351
特別利益		
投資有価証券売却益	404	18
特別利益合計	404	18
特別損失		
有形固定資産除却損	45	6
その他の投資売却損	-	21
投資有価証券評価損	0	-
その他の投資評価損	-	104
特別損失合計	45	132
税金等調整前四半期純利益	9,096	8,237
法人税、住民税及び事業税	90	209
法人税等調整額	1,019	746
法人税等合計	1,109	536
少数株主損益調整前四半期純利益	7,986	8,773
少数株主利益	29	2
四半期純利益	7,956	8,771

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,986	8,773
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34	137
繰延ヘッジ損益	64	75
為替換算調整勘定	694	241
退職給付に係る調整額	-	166
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	724	137
四半期包括利益	8,711	8,911
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,679	8,909
少数株主に係る四半期包括利益	31	2

【注記事項】

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が2,188百万円減少し、利益剰余金が2,061百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第1四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
未実行残高	1,948,636百万円	1,897,191百万円

- 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

3. 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証	1,747百万円	1,608百万円

4. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形割引高	35百万円	10百万円

(四半期連結損益計算書関係)

信販業収益の内訳

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
包括信用購入あっせん収益	8,876百万円	9,935百万円
個別信用購入あっせん収益	8,160	9,714
信用保証収益	20,528	18,842
融資収益	9,082	6,872
その他	631	629
合計	47,279	45,995

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
包括信用購入あっせん収益	2,852百万円	4,014百万円
個別信用購入あっせん収益	3,876	4,880
融資収益	5,290	3,576
計	12,019	12,471

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	3,128百万円	2,777百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する営業収益 (注)2	20,787	17,870	7,454	46,111	3,514	49,625
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	0	-	0	1,777	1,778
計	20,787	17,870	7,454	46,111	5,292	51,403
セグメント利益	16,643	12,579	4,855	34,078	893	34,972

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	8,109
信用保証収益	12,677
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	8,876
融資収益	8,993
銀行保証事業	
信用保証収益	7,454

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	34,078
「その他」の区分の利益	893
全社費用等 (注)	24,622
その他	1,611
四半期連結損益計算書の営業利益	8,737

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する営業収益 (注) 2	20,423	16,771	7,721	44,917	3,133	48,050
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	0	-	0	1,753	1,754
計	20,423	16,771	7,721	44,917	4,887	49,804
セグメント利益	16,523	11,524	5,240	33,287	1,017	34,305

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	9,667
信用保証収益	10,756
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	9,935
融資収益	6,835
銀行保証事業	
信用保証収益	7,721

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	33,287
「その他」の区分の利益	1,017
全社費用等 (注)	24,340
その他	1,613
四半期連結損益計算書の営業利益	8,351

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円95銭	11円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	7,956	8,771
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,956	8,771
普通株式の期中平均株式数(千株)	726,440	789,133
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円63銭	5円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	992,012	929,403
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	算定に含めなかった潜在株式及び変動はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 8日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。